

令和7年度 (一社)中津川市観光局  
中津川市 バス周遊旅行商品助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人 中津川市観光局（以下、「観光局」という。）が中津川市内への積極的な旅行商品の造成と地域の活性化を図ることを目的として、貸切バスを使用した「募集型企画旅行」に対し、予算の範囲内において、来訪人数に応じた助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けた事業者とする。

(対象となる旅行商品)

第3条 対象となる旅行商品は、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 中津川市外を発地とし、貸切バスを利用して、市内観光地等を周遊するツアーであること。
- (2) 旅行業法第2条に規定する「企画旅行契約」に基づく「募集型企画旅行」であること。
- (3) 観光局が指定する観光施設（別表1）に2か所以上立ち寄り、1か所あたり最低30分以上滞在すること。ただし、単なるトイレ休憩を目的とした立ち寄りを除く。
- (4) 募集パンフレット等の広報媒体に、「協力：(一社)中津川市観光局」と記載すること。
- (5) 秋季は、令和7年10月1日から令和7年11月30日（帰着）まで、冬季は、令和7年12月1日から令和8年2月28日（帰着）までの間に催行されるバスツアーであること。
- (6) 旅行商品の人員は、有料人員15人以上（乗務員・添乗員等は除く実績ベース）のバスツアーとすること。
- (7) 国、地方自治体、学校等が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。
- (8) 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体旅行ではないこと。
- (9) 他の助成制度を利用した旅行商品でないもの。

(助成額)

第4条 助成額は、送客実績に応じて算定し、助成単価等は、別表2のとおりとする。なお事業所あたりの上限額は、1ツアーあたり最大100,000円、秋季と冬季を合算し300,000円までとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象事業者は、助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる資料を添えて、会長に提出するものとする。なお、申請は旅行実施日の14日前までに行うものとし、予算に達した時点で申請の受付を終了する。

- (1) 企画書、行程表、募集広告の原稿等
- (2) その他、会長が必要と認める書類

2 同一の事業者(支店・営業所)において、複数の申請は可とする。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ助成金交付決定通知書(様式2号)により、対象事業者に通知するものとする。

(事業の変更)

第7条 対象事業者は、前条の規定により助成金の交付の決定を受けた事業について、内容、実施方法の一部を変更しようとする場合は、速やかに観光局と協議し、指示を受けるものとする。

2 対象事業者は、実施内容の一部変更協議が整ったときは、助成金変更承認申請書(様式第3号)を速やかに提出し、会長は助成金変更承認通知書(様式第4号)により対象事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第8条 対象事業者は、助成金を活用した事業を中止する場合は、申請取下げ書(様式第5号)を会長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 対象事業者は、事業完了後30日以内に、次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 旅行商品実績報告書(様式第6号)
- (2) バסטツアー行程表
- (3) バסטツアーの募集広告等に「協力:(一社)中津川市観光局」の記載が確認できるパンフレット、チラシ、インターネットホームページなど広告物の写し
- (4) 飲食、宿泊の加算要件を請求する場合は、利用施設の記名押印がある、飲食・宿泊利用証明書(様式第7号)と支払いを確認できる領収書(写)などを提出するものとする。
- (5) 冬季限定の指定体験ツアーの加算要件を請求する場合は、利用施設の記名押印が

ある、体験施設利用証明書（様式第8号）と支払いを確認できる領収書（写）などを提出するものとする。

#### （助成金額の確定）

第10条 会長は、前条の規定による報告があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めるときは、助成金の交付額を確定し、助成金額確定通知（様式第9号）により、対象事業者に通知するものとする。

#### （助成金の交付）

第11条 対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式第10号）を会長に提出するものとする。

2 助成金の交付は、精算払いとする。

3 観光局は、第一項の請求書を受理したときは、30日以内に支払うものとする。

#### （助成金の取り消し）

第12条 会長は、助成金の交付決定を受けた対象事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した助成金の一部あるいは全部を返還させることができる。

（1）申請、報告事項その他に虚偽があったとき。

（2）申請事項その他に変更が生じ、助成金を交付することが適当でないと、会長が認めたとき。

（3）その他、助成金を交付することが適当でないと会長が認める事由があったとき。

#### （その他）

第13条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めることができるものとする。

#### 附則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。

<別表1>

第3条 (3) 観光局の指定立ち寄り場所

苗木城跡	馬籠宿	中津川宿	かしも明治座
常盤座	夕森溪谷	付知峡不動公園	にぎわい特産館
道の駅賤母	道の駅きりら坂下	道の駅加子母	道の駅花街道付知
モクモクセンター	熊谷守一つけち記念館	ストーンミュージアム博石館	

<別表2>

第4条 助成額

【秋季】	秋季期間：10/1～11/30	
	助成単価（15人～27人）	助成単価（28人以上）
ツアーの発着地が岐阜・愛知・三重の三県の場合	バス1台あたり7,000円	バス1台あたり10,000円
ツアーの発着地が上記の三県「以外」の場合	バス1台あたり10,000円	バス1台あたり15,000円
加算要件A（市内での飲食1千円以上）	1人あたり500円	
加算要件B（市内での宿泊、Aと重複せず）	1人あたり1,000円	

【冬季】	冬季期間：12/1～2/28	
	助成単価（15人～27人）	助成単価（28人以上）
ツアーの発着地が岐阜・愛知・三重の三県の場合	バス1台あたり15,000円	バス1台あたり20,000円
ツアーの発着地が上記の三県「以外」の場合	バス1台あたり20,000円	バス1台あたり30,000円
加算要件A（市内での飲食1千円以上）	1人あたり500円	
加算要件B（市内での宿泊、Aと重複せず）	1人あたり2,000円	
加算要件C（市内での指定体験）	体験料金の半額（バス1台あたり最大10,000円まで）	

冬季限定加算要件C：指定体験

名称	問い合わせ先	料金
馬籠宿ガイドツアー	馬籠観光案内所：0573-69-2336	ガイド1名2,000円
馬籠～妻籠ウォーキングガイド	馬籠観光案内所：0573-69-2336	応相談
中津川宿・落合宿ガイドツアー	中津川市観光案内所：0573-62-2277	ガイド1名1,000円
中津川～落合～馬籠ウォーキング	中津川市観光案内所：0573-62-2277	応相談
芝居小屋「かしも明治座」舞台裏見学	かしも明治座：0573-79-3611	有料ガイド：1人500円（団体割引あり）
「芝居小屋」常盤座見学	福岡公民館：0573-72-2144	1人200円
そば打ち体験(中の島公園)	阿木レイクサイド：0573-63-3070	1人1,500円 ※エプロン、三角巾等要持参
そば打ち体験(坂下)	道の駅きりら坂下：0573-70-0050	2人前3,300円、3人前3,850円、4人前4,400円
ミニトマト狩り	楽しい百姓の店：0573-79-3601	1人1,650円
いちご狩り	楽しい百姓の店：0573-79-3601	1人2,400円 ミニトマトを追加の場合+500円

※加算額は、体験料金の半額。ただし、バス1台あたり最大10,000円まで。